

## 寒川町中小企業信用保証料補助要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の経営合理化促進及び振興を図ることを目的とする神奈川県及び本町の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受ける中小企業者の信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を予算の範囲内で補助することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象者は、町内に事業所を有する者とする。

2 補助の対象となる保証料は、別表に掲げる融資に係る保証料とする。

### (補助額)

第3条 保証料の補助額は、保証協会に払い込んだ保証料の額（以下「払込額」という。）に相当する額とし、10万円を限度とする。ただし、払込額が100円未満であるときは、補助を行わないものとする。

2 前項の補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 保証料の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保証料を払い込んだ日から90日以内に神奈川県信用保証協会藤沢支店を経由して、規則第3条に規定する交付申請書に寒川町中小企業信用保証料補助調書（別記様式）を添付して町長に提出しなければならない。

### (補助金交付の時期)

第5条 町長は、補助金の交付決定通知をしたときは、速やかに申請者に対し補助金を交付するものとする。

### (実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条第2項の規定に基づき、実績報告書の提出を要しない。

### (補助金の返還)

第7条 町長は、規則第10条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 借入保証期間及び金額が著しく減少し、払い込んだ保証料の還付を受けたとき。

(2) 第2条に掲げる融資資金の利用の目的を変更したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行、同日以後の保証料の補助に係る申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に申込みのあった寒川町中小企業事業資金融資要綱に基づく融資、寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱に基づく融資及び神奈川県小規模事業資金の融資に係る保証料から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に払い込んだ保証料について適用する。